

經濟論叢

第108卷 第1号

結合企業の重層性……………堀江英一 1

経営分析方法論の批判的検討……………野村秀和 19

占領下日本財政の「合理化」過程と

財政投融资……………柳ヶ瀬孝三 39

研究ノート

生産関数と生産可能性曲線……………植松忠博 60

昭和46年7月

京 都 大 學 經 濟 學 會

経営分析方法論の批判的検討

——企業分析方法論の研究 (1)——

野村秀和

は し が き

企業分析方法論の研究は、国家独占資本主義の現代においては、現状分析の一環としてのビッグビジネスの分析方法論として展開されなければならない。このばあい、この研究では、とくに従来、通説の側から展開されてきた「経営分析方法論」を批判的に検討するなかで、企業分析方法論上のいくつかの理論問題を整理し、展開した。

この研究は、前稿¹⁾での研究を継承し、さらに発展させたものであるが、さしあたり本稿においては、通説の説く経営分析方法論の批判的検討を中心に展開し、方法論の積極的で理論的な展開は、引継ぎ続稿に譲ることにした。

経営学や会計学の理論や技術は、直接、実務に携わるばあいは別として、一般には、現状分析（従来までの一般の用語では経営分析）に結実する。現代の社会をみるばあい、独占体のもつ経済的、政治的、社会的役割の決定的な力を抜きにして現状分析を語ることは出来ないのであるが、こうした現象はすべて企業を媒介してあらわれてくる。ここに、従来の「経営分析」では、説きあかすことのできない現象、換言すれば、経営分析自体までもが個別独占体の資本蓄積競争に動員されているという全体構造を対象とした新しい経営分析——名付けて、現代企業分析——が登場しなければならず、その方法論が吟味されなければならない基礎があるのである。

1) 拙稿、企業分析の限界認識について、「経済論叢」第104巻第4・5・6号、昭和44年10・11・12月合併号。

われわれの研究は、まず従来の経営分析の性格とその方法の批判的考察からはじまる。

I 経営分析論の性格

最近における経営分析を内容とする書物は、経営分析一般という内容から、理論書、実務書、入門書といった形で、一歩具体化された内容をもたして出版されているのが特徴である。これは経営分析に対する社会的関心がますます高まってきていることの一つの反映ともみられる。そして、こうした事態を背景として、経営分析ブームなどということばまで登場するようになった。しかし、現実には「経営分析に関する一般の関心が高まれば高まるほど、皮肉なことに、経営分析の本を読んで失望する人や、経営分析の実践的效果について疑問視する人達もまた増えてきている」²⁾のである。そしてこれは、後述するように、いわゆる通説の経営分析理論の本性から生じてきているのである。

ところで、ここでは、経営分析に関する書物について、どのようなものがあるかということについて、いちいち書名をあげることはさしひかえておく（なお、経営分析についての書物のリストを知るのに便利なものとして、次のものをあげておこう。三菱経済研究所、「40年代の企業経営」昭和43年、166-168頁；西野嘉一郎、「新版経営分析入門」昭和42年、附録参照；経営分析論研究会編、「経営分析論」昭和40年、385-388頁。）。

さて、経営分析論の性格を知るためには、経営分析論の中心を占める通説の経営分析理論の性格をもう少し詳しくみなければならぬ。通説の書物は無数にあるが、多少の理論的差異はあるにしても、理論の性格は基本的に同じである。したがって、ここでは、多くの論者の見解を個別にみるのではなく、実務家としても、また理論家としても著名な西野嘉一郎氏（芝浦製作所取締役社長、経済同友会幹事、商学博士）の説明を、その代表的なものの一つとして、まずとりあげてみることにしよう。

2) 三菱経済研究所「40年代の企業経営」昭和43年、169頁。

西野氏によれば、経営分析には三つの目的があるとして、それを信用調査のための与信者の行うもの、企業経営者の立場から行うものさらに投資家の立場から行うものという三つの立場に区分している。そこでは、目的により、分析の立場が異なるのは、分析の角度のちがいということになるのであって、分析の方法は必ずしも異なるものではない³⁾、とするのである。

次にもう一つ、三菱経済研究所の見方をみてみよう。「40年代の企業経営」という書物の中の、経営分析入門講座では、下記の表のように経営分析の目的と分析方法の種類を整理して示している。

ここでは、「企業経営者、金融機関、投資家などそれを行う立場が違えば、分析目的や分析方法も異なってくる。しかし、いずれの経営分析にしろ、分析資料として財務諸表を利用し、そこからそれぞれの分析目的に役立ちうる情報を入手せんとしていることは同じである。」⁴⁾としている。

| | 分 析 目 的 | 分 析 方 法 | |
|------------------|--------------------------------------|-------------------|--------|
| 企 業 経 営 者 | 経営管理ないしは経営活動の能率測定などの把握 | 収益性分析・流動性分析外 | } 内部分析 |
| 金 融 機 関 投 資 家 | 融資先企業の債務支払能力の判定 企業の収益力ないしは投資価値の判定 | 信用分析 投資分析 | |
| 政府又は民間研究機関 | 一般経済動向や産業動向の把握のための企業経営分析 | 経済分析の一環としての企業経営分析 | } 外部分析 |

(出所) 三菱経済研究所、「40年代の企業経営」昭和43年、169頁。

歴史的には、金融機関（銀行）の与信選択のために始まった流動比率を中心とする債権者の立場に立った経営分析は、投資家（株主）の分析としての利益率分析を包含する形で発展し、同時に企業経営者の経営管理に役立つためのものとしては、制度的分析としての管理会計の一部に位置づけられるようになって

3) 西野嘉一郎「新版経営分析入門」昭和42年、8頁。

4) 三菱経済研究所、前掲書、170頁。

た。そして今では、これらの分析視角や立場に立つそれぞれの経営分析理論が併存しているのである。

通説にみる経営分析論の性格を、さらに深めるためには、通説の理論を実践的に一步すすめたものとして注目される、「団交に必要な経営分析」という副題をもつ次の書物の吟味が適切であろう。それは、日本経営者団体連盟が発行する「高能力経営と賃金対策」という 150 頁のパンフレットである。

この書物には、経営分析の理論により、さらにいえば、公表された会計数値に基いて、労使の基本矛盾の表われである賃金問題についての協議を一つのルールにしたがって解決しようという意図が貫かれている。その意味では、総資本の立場に立つきわめて階級的な経営分析理論というべきものである。したがって、通説の経営分析理論の理論的性格を、労働者に対する賃金管理の領域に限定したものではあるが、直接的かつ具体的に展開している点で、われわれにとって興味ある素材であるといえよう。

そこで、主として賃金問題にかかわる経営者の立場に立った経営分析理論の性格を、この書物を手がかりにして、さらに、具体的に追求することにしよう。

主張の出発点は、なぜ経理分析が必要か、という問いかけに対する回答からはじまる。その回答の基本は、賃金決定の原則として、労使関係に経済的合理性が貫徹されなければならないとし、それは効率的な質の経営を実現するために、経営実態に即した合理的な賃金制度を必要としているといい、そのために経営分析は不可欠なのであるとしている。しかも、こうした経営分析がいかなるねらいでもって行なわれているかは、次の引用で十分理解されるであろう。すなわち、「第 1 に経営の支払能力について、事前に十分説明できる資料を用意した企業ほど、交渉にあたって、経営側がリーダーシップをにぎることができた。第 2 に支払能力の分析は、直接に、賃上げの結果と結びつかなくても、その対価として、なんらかの成果をあげている。第 3 に、支払能力の分析の効果は、日常的な従業員への PR によって左右される。第 4 に経営資料の準備期間が十分で、また、長期の観点から賃金計画によって交渉した企業ほど、合

理的な賃金への足がかりができあがっている。これらの事実は、団体交渉に際して経営分析がぜひとも必要であり、またそれが十分であるほど、具体的な成果をあげていることを示すものであります。⁵⁾」

これは、経営者側が、企業が公表した会計数値を十分に駆使して団交を行なうならば、多面的な波及効果が生ずるであろうことを明瞭に認識していることを示している。

さらに、それにつけ加えて、「最後に注意して置きたいことは、賃金決定にのぞむには、個々の企業がばらばらであってはならないということです。……実際の賃金決定にあたっては、あくまで経営者相互の連帯協力の上で進めることが必要です。このことは、どんな場合にも忘れられてはならない重要問題であることを強調して⁶⁾いることも、記憶しておくべきことがらの一つであろう。

ところで、この書物の本論は、以下のように、全部で10の法則にまとめられて、展開されている。

- 第1法則 まず財務諸表になじめ
- 第2法則 成長力と経営体質を測れ
- 第3法則 賃金総額は動くものと知れ
- 第4法則 個々の管理に徹せよ
- 第5法則 戦略目標は生産性と賃金の関係にある
- 第6法則 体質をみて考えること
- 第7法則 損益分岐点を活用せよ
- 第8法則 強烈な問題意識を持て
- 第9法則 制度として実らせること
- 第10法則 徹底してPRせよ

個々の法則についての紹介・説明は、ここでは冗長となるので、本論を流れる基調として、経済的合理性に立脚した賃金決定すなわち支払能力に基づく賃

5) 日本経営者団体連盟「高能力経営と賃金対策」昭和42年、6-7頁。

6) 日本経営者団体連盟、前掲書、15頁。

金決定制度の性格を、私なりに特徴づけてみよう。

それはまず、会計数値になじむことを前提とした上で、〈戦略目標は生産性と賃金の関係にある〉という原則を大前提にしているのが特徴である。ここでは、賃金決定における生産性基準という従来からの日経連の主張が基調となり、労使協調を内容とした土俵に上ることを前提として、会計計数による生産性の計算方法の種類が展開されているのである。したがって、労使の団交の討議方向は、種々の計算方法の仕方についてというわくに限定されるようにしむけられており、ここにみる基調や前提に対する疑問は最初から無視される形をとっている。要するに、ここでは、労働組合を同一の土俵にのぼらせることができるかどうかの問題なのであるが、ここでの具体的展開は、生産性を計量する計算技術に問題点をしぼることによって、逆にそうした意図を成功させているのである。

さらに、こうした生産性基準の原則の上で、経営者に対して〈強烈な問題意識をもて〉と呼びかけていることに注意したい。これは従業員や労働組合に対する経営者の影響力・説得力を強めるためにも大切であると同時に、「経営の戦略となる目標を達成するためには、生産性の伸び率よりも賃金の伸び率をかなり低目に押え、分配の構造を変えていかないと途中で挫折することがわかります」⁷⁾というように、経営分析に基く賃金決定において、経営者側のインシアチブの重要性を自覚していることを示している。

そして「これをもう一步進めて、賃金決定を経営指標によって、決める具体的な制度ができれば、それこそ鬼に金棒だということになりましょう」⁸⁾と、〈制度として突らせること〉の必要性を力説している点は注目に値する。

このことの重要性は、いうまでもなく「会社の業績や支払能力をあらわしているいろいろな指標をつかまえ、これと賃金とを結びつけて、自動的にベースアップや賞与を決めるという方式です。このような方式ができあがれば、会社

7) 日本経営者団体連盟、前掲書、117頁。

8) 日本経営者団体連盟、前掲書、122頁。

にとって支払能力に即した賃金決定の制定ができて上ることになるし、……円満な労使関係をうちたてることができ』⁹⁾という説明のなかでいいつくされている。

しかも、そのうえに、「いくらこの分析が完全なものであっても、それだけでは宝のもちぐされに終わってしまいます。一番はじめに述べたとおり、経営分析の効果は、どれだけ事前に、また日頃から従業員や組合幹部に対して、よくPRが行なわれたかということによって、左右されることを忘れてはなりません」¹⁰⁾というように、〈徹底してPRせよ〉と強調している。経営分析の意味はまさにPRすることによって、換言すればその分析の公表効果にこそあるという資本家的認識が、これほど明瞭に強調されていることはめずらしいと言てよい。

そして、この書物の最後のしめくりは、「くり返えすようでありますが、『すべては、PRのいかんによって決まる』という言葉こそ、経理分析のスタートであり、ゴールであることを忘れないようにしていただきたい」¹¹⁾と結んでいるのである。

通説の説く経営分析理論は、このように日経連の賃金政策のなかで、現実に重要な役割を担っていることが理解されよう。

資本の立場からの経営分析理論の性格は上に述べてきたような特徴をもっているのであるが、これと対決する経営分析理論——勤労者の立場からの経営分析理論——の存在がわが国の特徴である。したがって、この理論の性格についても言及しておく必要がある。

この両者の経営分析理論の性格は、資本の立場（通説）に立つ理論が階級斗争の色彩をきわめてひかえ目に押え、技術論的なシステム分析を指向し、そうした外皮をまとうことによって、逆に、実践的にはきわめて階級の性格を強め

9) 日本経営者団体連盟、前掲書、122頁。

10) 日本経営者団体連盟、前掲書、134頁。

11) 日本経営者団体連盟、前掲書、150頁。

ているのに対し、勤労者の立場(批判経営分析)に立った理論は、労働者階級の立場をきわめて強く宣言しながらも、その理論構造はむしろアカデミックな展開にかたむく傾向が強い。したがって、これから得られる現状認識は、むしろ資本にとっても有用となっている。又、一部の批判的経営分析理論にも、その主観的意図に反し、理論的弱点のために客観点には労働者階級の運動に対して必ずしもプラスになっていないこともある。

経営分析という実証分析においては、企業という形態の中に現われる資本の支配関係を、その蓄積法則との関連で問題にする。そのばあい、客観的分析を指向すればするほど、むしろ、被支配者である労働者の側からの分析が、現状批判をすなおに受け入れうるために、客観的な認識により接近しうる可能性をもっていることは否めない。この点をふまえて、批判的経営分析は、自身を科学的経営分析と称している。また、社会主義諸国での資本主義企業の分析理論なども、科学的経営分析論に対し、相互に影響し合う。

企業分析方法論の積極的展開においては、すでに我々が学問上の財産としてもっているこうした科学的経営分析論の理論的蓄積に依拠し、そこから出発することはいうまでもない。すでに、わが国の批判的経営分析論については、一定の総括が角瀬教授によってなされているし¹²⁾、それ以後、この立場と理論を発展させた業績も多い¹³⁾。

そして、我々は、企業分析方法論の積極的展開の中で、すでに我々が到達しているこれらの理論的成果の内容については、それをさらに発展させる方向で批判的に検討を加えるであろう。したがって、本稿では以下、通説に限定して、その理論構造と方法について、さらに具体的に批判的検討を続けることにしよう。

12) 角瀬保雄、経営分析の方法について、「経営志林」第1巻第4号、昭和40年1月。

13) 例えば、角瀬・君塚・数田・中山・山口共著「労働組合の経営分析」昭和46年。独占分析研究会編「日本の独占企業」全5巻、昭和44-46年。経営分析研究会編「入門経営分析」昭和44年。同「経営分析論」昭和40年。雑誌としては、「経済評論」の経営・会計学特集号、「経済」「企業法研究」などにみられる経営分析がその主要なものといえるであろう。

II 財務諸表分析の問題点

通説という経営分析は、後にみるように、非財務資料の重要性を説いているとはいえ、基本的には、財務諸表分析とみてよい。そこでは、非財務資料は財務諸表分析の補完的役割を与えられているにすぎず、したがって、財務諸表分析自体についての本質的な欠陥の認識はない。そこでの通説自身の認識は、技術的に解決可能なものとして問題を捉えているのである。かかる通説自身の認識による財務諸表分析の限界については、要約すれば以下の3点になろう。

分析の対象となる財務諸表は、いうまでもなく決算日を基準として作成される決算財務諸表である。まさにこの点が、分析対象である財務諸表自身が示す会計数値の客観性について、一定の限界性を認めざるをえないとする根拠となっている。

すなわち、第1点として、決算日現在の貸借対照表によって表示される財政状態は、たとえそれが正しく表示されているにしても、平常の財務構成比率の典型的、平均的構成というよりも、かなり異常な例外的構成であるとみられること。

第2点として、その上に、決算財務諸表という性格から、決算日現在の財政状態の正確な反映というよりも、むしろ、決算政策によって、いくつかの重要な操作が含まれているとみられること。しかも、そうした会計処理は、独占の要求によって、合法化されていることが多いのである。

そして第3点として、決算書作成のために準拠する会計計算制度は、商法、財務諸表規則、法人税法などのちがいによって、それぞれの立法趣旨の差異からくる若干の項目についての会計処理手続のちがいがみられることである。

このように、分析対象となる公表決算書の数値自身もつ上記の限界性が、財務諸表分析の限界につながるという認識は、すでに通説自身も、程度の差こそあれ、確認しているのである。

我々が問題とするのは、かかる公表会計決算数値にみられる問題点というよ

りも、むしろ、より本質的で理論的な問題としての財務諸表分析についてである。それは端的にいうならば、独占段階における資本主義会計において、総資本の運動の構成体を形成する個別資本の客観的な運動を、決算財務諸表は正確に反映しうるものとみてよいかどうか、という問題に帰結する。

現実の決算処理が政策的に操作されていることは周知の事実であるが、もし、かかる操作や粉飾が「是正」されるならば、それは正確な個別資本の実体を会計的表現形態により直接的に反映しうるものとみてよいのであろうか。もし、かかる仮定が成立するとすれば、財務諸表分析すなわち個別資本分析といえるであろう。そしてこの場合、残された問題は、公表された財務諸表の操作・粉飾の除去だけである。もちろん、こうした除去が可能かどうかは問題なのであるが。

しかし、これは今までの経験的事実からみても正しくないし、理論的にもそうである。それは会計操作が法律とくに税法などの特別措置や任意規定や選択基準などによって合法化されている事実からもうらづけられるであろう。

私は、こうした問題を理論的に解きあかす鍵の一つとして、(しかも従来あまり重視されなかったものとして)企業と個別資本の次元上の区別を意識的に追求することの重要性を主張してきたし、この研究においても、続稿で、企業分析方法論の積極的展開の中心的柱として、この区別を採りあげて、展開するつもりである。

会計の決算公表主体が、企業を単位として行なわれることは周知のことであるにもかかわらず、この単位が、人為的、法律的、形式的な性格をもつと同時に、決算公表効果をさまざまな面で強める形態として、意識的に活用されていることへの過少評価があるのではなからうか。そのために、これほど単純な、企業と個別資本の本質的区分の意義を見失なわせてきたのである。

積極的展開は続稿に譲ることになるが、個別資本という客観的存在は、その存在と運動の全体を計算公表単位である一つの企業という形態でもって表現することは、とくに独占段階では、現実的にありえないことである。それは無数

の企業に分割され、適当に配置されている。そして、このような個別資本の企業としての分割が、企業ごとに行なわれる決算公表効果（決算の分析公表効果も含めて）の機能をいっそう強め、しかも複雑にしているといえよう。したがって、無数の企業に分割されているためにこそ、会計決算公表制度が、現実の個別資本の蓄積競争に、重大な影響と役割を具体的に果たすことが可能になっているのである。この意味では、資本主義会計は個別資本の会計ではなく、あくまでも、企業ごとの会計であることにより、逆に、個別資本全体としての蓄積競争において、個別の企業の会計公表効果が、とくに重要視されるとみるべきであろう。

もちろん、会計数値は説得力をもたなければ、ねらいとする公表効果を満足に果たすことはできない。したがって、公表される企業の会計数値は、基本的にいえば、客観的な資本の運動を正確にすなわち全体的に反映するものではないし、又、反映してはならないのであるが、それにもかかわらず、公表効果すなわち対象によって目的を異にする相手方に対する説得性を強めるためには、部分的には現実の資本の運動の反映としての真実性が保証されなければならないのである。

こうしたことから、財務諸表分析が説得性をもつためには、財務諸表自体が個別資本の運動の部分的側面を反映することが必要でもあるのである。以前に私は、「企業が個別資本とは次元の異なるものではあれ、企業活動の一面は個別資本の運動の部分的側面を会計制度を媒介として反映するために、以上に述べてきた諸関係は、ややもすれば、単純で明快な、個別資本＝企業、という誤った考え方に流されがちになる」¹⁴⁾と書いた。資本にとってみれば、部分的「真実」によって、全体としての公表効果を満足させることを意図しているのである。

そして、こうした部分的「真実」（これは決して真実を意味しない、この表現はそれ自体問題なのだが）を保証する中で、公表効果を強めるすなわち説得性を強め

14) 拙稿、財務諸表分析の限界、「税経セミナー」第14巻第11号、昭和44年10月、204頁。

る手段としての経営分析が、ますます重要な役割を担って登場してきているのである。この意味では会計の公表効果を補強し、普及するためには、換言すれば会計制度と会計数値を現実の個別資本の蓄積競争の中で最大限に活用するためには、企業による会計決算数値の公表された結果の分析評価を、その目的に応じて、普及することの重要性が理解されるのであるが、通説の経営分析理論はまさにこうした公表効果の普及を保証する重要な手段とされているのである。

それでは以下、通説の経営分析手法について、個別的な吟味に入ることにしよう。

III ブルジョア的分析手法の限界と役割

財務諸表を用いる経営分析は、実数による分析（とくに趨勢をみるような場合に多く用いられるが）も行なわれるが、やはり実数を基礎にした比率分析が中心である。この比率分析は大きくは構成比率による分析と項目間の適合関係比率分析の二つに分けることができる。

初歩的な分析としての構成比率分析は、貸借対照表や損益計算書の勘定科目の金額を、使用総資本や売上高に対する百分比で示したもので、以下に示す4点の長所をもつとされている。すなわち、「(1) 実数による比較よりもわかりやすい、(2) 一目してどの項目のウエイトが高く、どの項目のウエイトが低いかを容易に知ることができる、(3) 経営分析統計その他の標準比率と比較することが可能となり、企業の財務内容の良否を効果的に評定することができる、(4) 期間比較や相互比較を行うばあいに、企業規模の違いや貨幣価値の変動などの影響を消去して観察することができる」¹⁵⁾。

しかし、経営分析手法として洗練されており、したがって、分析結果の公表効果をより確実に演出することのできるのは、なんといっても、重要勘定科目間の適合関係比率による分析であろう。そして、比率分析というばあいには、この適合関係比率（主として貸借対照表項目を対象としている）のことを意味して

15) 三菱経済研究所「大型経済と企業経営」昭和44年、233-4頁。

いることが多いのである¹⁶⁾。

安定性分析——適合関係比率分析の中心は安定性分析である。これは別名財務健全性分析とか支払能力分析などと呼ばれることもある。主として貸借対照表の特定重要項目の適合関係比率によって、短期的な財務流動性と長期的な財務安全性に対する判断基準に基づいて、比率分析の公表効果をねらっているのが特徴であろう。

短期分析として代表的な比率は、流動比率 $\left(\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100 \right)$ である。そしてこれを補完するものとして、当座比率があるほか、流通信用状態のレベルをみるものとして、売掛債権対買掛債務比率、買掛債務対棚卸資産比率等がこれに加わる。

流動比率は歴史的にも経営分析の出発点であった。債権者＝銀行による企業財務の流動性と安全性の目安として、流動比率が当座比率とともに採用されてきたのであり、一般の標準的目標として、流動比率は200%以上、当座比率100%以上とされているのは周知のことである。もちろん、通説自身がこの比率のもつ限界性をかなりの程度認識していたことは、すでに前稿¹⁷⁾でもふれたが、これは長年の経営分析実務から得た経験的事実を基礎として認識されたものであろう。しかも、流動比率の標準的目標の200%を大巾に下廻っている企業の中には、わが国の独占的大企業の大半が含まれているのであって、このことだけからしても、この指標の評価基準は再吟味されなければならないであろう。

理論的には以下の諸点にみられる問題点を指摘しておかなければならない。

流動比率（これに限らず、他の比率のばあいにも共通することであるが）200%以上という基準は、当該企業が個別資本としての経済的実質をもっている限りにおいて、円滑な資本循環を継続する場合の指標となりうる。しかし、現実の企業は、独占体の企業集団（個別資本）の一員としての企業である。したがって

16) わが国において、経営分析の公表効果を目的として、大衆的に教育する役割を果たしている代表的な書物の中に典型的にみられる。例えば、「カッパ・ビジネス」の占部都美「危ない会社」昭和38年。後藤弘「バランスシート」昭和40年。等がその代表例である。

17) 拙稿、企業分析の限界認識について、「経済論叢」第104巻第4・5・6号、13頁。

財務流動性は単独での企業自体の流動比率よりも、当該企業の属する金融機関からの融資を期待しうるか否かに強く依存しているのである。しかもさらに資金繰りの面での弱点を利用して、特定企業例えばアウトサイダー的な中堅企業の吸収合併をあらかじめねらっているような場合の継続的な融資拡大の突然の停止などによる圧力や同系列ではあるが、融資額が少ないために、むしろ大衆株主や系列外もしくは下請債権者に犠牲を転化させようとする条件があるような場合の計画倒産などの現象を考えるならば、財閥系企業だからといって、必ずしも融資が受けられるものでもなく、又、流動比率が良好でも、急速成長のアウトサイダー的企業は、金融資本(コンツェルン)の周到に準備されたねらいにはまると、個別企業の努力ではどうにもならない場合も生じるのである。したがって、経営分析は、法的に切り離され独立している企業の中だけの財務資料でもって判断するようなシステムにされているところに、問題の重大な根源の一つがあることは、ここでみた流動比率についてもあてはまるのである。

短期的財務流動性は、企業群＝コンツェルンの中での当該企業の位置と具体的な役割との関係の中で問題にされなければならない。ところで、現実には、融資を担当する金融機関のバックがあるために、当該企業としては、流動比率をあるいは当座比率を標準値よりも大巾に下廻らせることによって、設備財や在庫に対し、通常の企業の平均的財務構成から見ると異常ともいえるような重点投資を行なっている場合、この実体は、当該企業においてそれだけ生産資本が多くしたがって剰余価値生産が強められていることになるのであるが、労働者に対しては、それが逆に、企業の財務流動性の「悪化」を前面に出すことによって、販売を中心とする各部門の労働者への生産性向上と販売実績向上への刺激をねらった公表効果を有効に果たさせることになるのである。

例えば、同一産業のメーカーを比較するとき、販売部門を企業として独立させているか否かは、当座比率に大きな影響を及ぼす。わが国の二大自動車メーカーであるトヨタ自動車工業と日産自動車を見ると、トヨタは日産とちがいで、全車輛の販売を扱うトヨタ自販を別会社にしていないことを無視して、その当座

比率（トヨタ、108%、日産、87%。昭44、下期）¹⁸⁾ だけでもって、トヨタが回収率が高く、したがって安全性が高いと断定することは問題であろう。

長期分析の代表としては、固定長期適合率 $\left(\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}+\text{長期負債}}\times 100\right)$ をあげることができる。これの補完物として固定比率が加えられる。そして企業財務の長期的健全性は、これら両者の比率が少なくとも100%以下であることを要求している。これは回転の遅いしたがって回収に長期間を要する固定資産の資金源泉は、できれば返済の必要のない自己資本の範囲内が希ましいのであり、少なくとも現実的には、長期負債をも含む長期資金でまかなうことが、長期的安定にとって必要だとする考え方である。

短期分析と長期分析の両者をよく吟味するならば、短期流動性の保証である流動比率と長期安全性をみる固定長期適合率は相互に関連していることがわかる。すなわち流動比率が標準目標200%以上に達している場合には、固定長期適合率の標準は標準目標内にあり、一方が目標値以下ならば同時に他方も目標に達しないことが多いのである。この点からいえば、基本的に短期的流動性が維持されている場合は、長期的財務安全性が確保され、一方が満足されないときは、他方もまた目的を達成することはできないという構造になる。したがって、短期分析と長期分析といった安定性分析の区分は、基本的に意味がないということになろう。けだし、短期と長期の財務安定性の評価のちがいは、こうした財務分析から出てくるわけではないからである。

分析技術的には、通説自身も指摘するように、利益性の引当金や準備金が負債（流動、固定のそれぞれに）の中に含まれている場合があるので、これを自己資本に振替えて比率計算をしなければならないというが、この修正がなされたとしても、ここでの問題である安定性の評価における短期・長期の区分が意味をもつことにはならないのである。

18) 日産も東京日産自販という東京地方のみを対象とする販売会社を持っているが、トヨタ自販は全国を対象としている点がちがう。ちなみに流動比率は同期で、トヨタ118%、日産109%であるが、当座比率がこれに比べてその格差を増しているのは、販売会社の存在とその格差をぬぎにしては語れないであろう。（比率資料出所）三菱経済研究所「企業経営の分析」。

むしろ長期資金の調達可能性は、借入能力すなわち企業群の中で金融機関グループの戦略的融資先順位として、どのレベルに位置し、それが今後どう変るか、さらに、当該企業の金融費用(利子・配当・税金)の負担を保証しうる独占的収益力がどの程度のものか、および、金融機関グループの資金力の程度によって決まるのである。

安定性分析には、この他に、自己資本比率 $\left(\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100\right)$ がある。これを補充するものとして負債比率もあるが、要するにこの比率は「資本構成是正」の論理をテコとして、わが国の企業の自己資本の比率の低さを高めるための口実とされる。すなわち、負債の担保として、自己資本比率は50%以上、したがって負債比率は100%以下が要求されるのである。

わが国の企業が高度成長政策の下でその資本調達源を銀行に求めたのは、したがって、オーバーボロウイングが著しいのは、資金コストの低さ、インフレによる債務者利得の獲得および政府・日銀のオーバーローン政策などの理由から必然的なものであった。それを十分承知の上で、「資本構成の是正」を掲げたのは何故か、それは、公表利益の留保すなわち配当抑制政策や低賃金の維持、配当に対する課税の撤廃もしくは軽減要求、増資を可能にするだけの配当額を確保するための収益上昇すなわち独占価格の引上げと労働者への「合理化」攻撃などの口実とされてきたのである。

理論的にいえば、同一系列の金融企業から資金を調達する場合、株式(自己資本)か、借入金(他人資本)かという法的な形態上の差異が、この比率に大きく影響するのであるが、いずれの形態をとろうとも、個別独占体にとっては、これが自己資本であるという経済的実体には変りはない。ただ、この形態上の差異は、企業間の利潤移動を円滑に行なうために選択されるのである。例えば、公表利益は赤字でも、借入金の形態であれば確定利子分の移動は可能である。公表利益が大きいときは、株式の形態をとっておけば、より多くの移動(但し、税負担の問題が生じる)を行なうことができる。さらにその上に、株価上昇は、証券市場を通じて増資の可能性を生み出し、個別資本にとっては外部資金であ

る大衆投機資金の動員が可能になるとともに、従業員持株制度などといった形など、多様な効果も追及できることになる。

収益性分析——この分析の意味は損益計算書の項目と貸借対照表の項目との関係から、資本効率としての収益性を計算することにあるのであるが、この場合、損益計算書に計上される一定期間の損益額に対し、決算時点での特定資本在高との対比による効率を示すという構造となる。したがって、収益性とは貸借対照表に表示された特定概念の投下資本の利益率を意味し、これは、

資本の回転率（売れゆき、資本の運用効率）×売上高利益率（利市、取引採算性）に分解することができる。

例えば、経営効率をみるにもっとも適当とされる経営資本対営業利益率は、

$$\begin{aligned} \text{経営資本対営業利益率} &= \frac{\text{売上高}}{\text{経営資本}} \times \frac{\text{営業利益}}{\text{売上高}} \\ &= \text{経営資本回転率} \times \text{売上高営業利益率} \end{aligned}$$

という式で表示・計算される。

特定期間の売上高は固定しているが、回転を示す分母の資本は、ここでみた経営資本の他に、総資本、自己資本、資本金等が用いられる。また、利益率を示す分子の利益には、営業利益の他に、売上総利益、経常利益、純利益等が用いられる。したがって、この結果、少なくとも16通り以上の収益率指標が求められることになろう。

しかし、この中で利益計画との関連で、とくに重視されるのは、総資本対純利益率と経営資本対営業利益率の二つであろう¹⁹⁾。

総資本に対しては純利益が、経営資本に対しては営業利益が対比されるべきだとする主張は、貸借対照表に表示された資本の範囲のちがいによって、その効率を示す分子の利益概念も、それにふさわしいものを対置すべきだということにある。もちろん、経営資本に営業利益を対比して、営業活動の効率を示すことには、通説にとくに異論はないのだが、総資本対純利益率には、通説の中

19) 通産省産業合理化審議会の答申（昭和31年）「経営方針遂行のための利益計画」参照。

にも意見があり、これよりも適当だとする関係比率が主張されることもある。すなわち総資本に対比すべきものは企業利潤(純利益+金融費用)²⁰⁾であり、自己資本もしくは資本金に対比すべきものが純利益または未処分利益剰余金とする考え方である。この場合、総資本の効率性、企業利潤との対比でみることにより、企業比較とくに国際経営比較や資本構成を異にする企業間比較の手掛りとなるのがこの主張の根拠であり、また、自己資本もしくは資本金に対しては可処分な利益を対比することが、より適当であるとするのである。このように、収益率分析は、その立場、目的に応じて、いろいろと使い分けられることは、安定性分析の場合と同じである。

理論的に問題点をしぼるならば、仮空売上などによる粉飾が無いとすれば、期中実現額としての売上高は、会計数値の中では比較的使用しうる数値であろう。したがって、問題は回転を示す場合の分母にあたる「資本」の意味と、利益率を示す場合の分子の「利益」の内容である。

まず、資本についての吟味に入ろう。ここでも、企業=個別資本を前提とした論理が問題発生の原因となっている。具体的次元での認識として、企業を個別資本(独占体)を構成する法的に分割された単位として捉えるならば、貸借対照表に表示されている「資本」はいかなる内容をもつかが問題となる。例えば、

$$\text{経営資本} = \text{総資産} - \text{経営外資産} (\text{建設仮勘定} + \text{投資勘定} + \text{繰延勘定})$$

は、一見もっともらしくみえるが、勘定の処理方法だけで、経営資産が正しく把握されることになるかどうかは問題であり、事実上、経営担当者などの当事者にしかわからないのが普通であろう(固定設備の異常な遊休部分や外部へ貸与中のもの、あるいは異常・不良在庫など)。

その上、機械設備等を借用している場合、これらの資本財は貸借対照表には表示されない。すなわち、現に稼働している資本でも、所有関係により表示されないものがでてくるのである。したがって、総資本対企業利潤率をとってみ

20) 三菱経済研究所によれば、企業利潤=金融費用+税引前利益+利益剰余金調整 としている。「外貨30億ドル経済と企業経営」昭和44年、122頁。

ると、かかる場合には、総資本が過少に表示されることになるのである。すなわち簿記の表現では、金銭や商品の信用取引は貸記されるが、設備財等の固定資産についての信用授受は全く記帳されないからである。

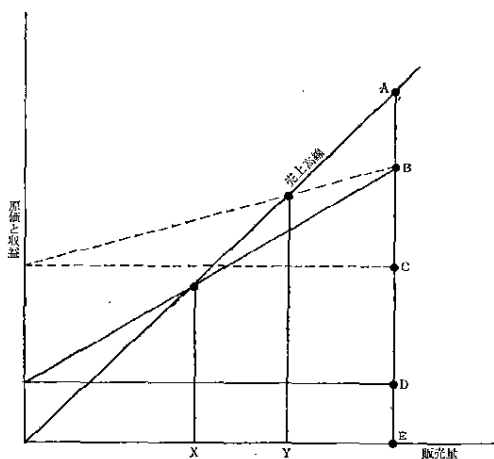
しかもそれだけではない。他方の項目となる企業利潤の概念からも、流通信用とくに買掛金や支払手形に含まれる金融費用が、完全に抜け落ちている。こうした会計処理に固有の計算・表示から生じる問題は、これ以外に、種々の利益概念についてもいえるのである。このような利益概念は会計計算制度によって計算される金額であるため、その制度的粉飾性に強く影響をうける操作可能な公表利益であり、実体を反映するとみることに無理があるといわなければならない。

まだしも実体に近いものとしての売上総利益についても、同系列資本内の企業間取引である場合や独占商品である場合には、一定の範囲内での操作の可能性をもつことはいうまでもない。もちろん、取扱い商品の売価や仕入原価について、別途に実情を調査することはできるのであるが、こうした実情を分析しないで、公表会計数値を無条件に実体の反映とみることは、この場合でも無理があろう。

経済的実体が同じでありながら、会計数値の整理・計算に一定の人為的変更を加えることにより、公表効果を著しく強める例として損益分岐点分析を採りあげてみよう。

一般に、公表損益計算書により、損益分岐点が作成されるが、以下に図示するように

$AE = \text{売上高}$, $BE = \text{総原価}$ は確定しているの、この数



値を変えることはできない。問題は、BEの総原価を固定費と変動費とに区分する仕方にあるのだが、原価分析によって、例えば、賃金も月給制だから、これは固定費であるとして、原価費日の中から、従来まで変動費になっていたものを固定費に含める方向が意識的に強められると²¹⁾、損益分岐点は、X点よりY点に移動する。

まったく同じ現実に立脚しながら、原価分解において、固定費増大の方向で人為的な区分がされると、損益分岐点の上昇という結果を生み出すのである。そしてこれが、労働者にPRされるならば固定費削減したがって賃金については職務給化と、売上増大といった資本の側からの労務対策を成功させる重大な公表効果の役割を果すことはいうまでもないであろう。

以上、若干の項目について、通説の経営分析手法の限界と役割について述べてきたのであるが、これは、ブルジョア的な分析手法がまったく意味を持たないということではない。むしろ、ここに述べてきたような理論的問題点を十分に認識した上で、これらの手法を十分にそして正しく使いこなすことが要求されるのである。

ブルジョアの経営分析手法の到達点とその限界を、確実に把握しないで、どうしてそれを乗り越えることができよう。われわれの企業分析方法論は、まさに、ここから始まるのである。そして、この積極的展開は、紙数の関係から、次稿に繰延べなければならなかった。

21) 例えば、日銀統計では労務費の50%を固定費としているのに、日経連は65%を固定費としている。図では総原価中の固定費を増大させると、区分点がDからCに移ることになる。